



建交労静岡学童分会

TEL 054-254-1732

2018. 4月 第136号

FAX 054-374-5240

新年度がはじまり、あわただしい毎日をおくっていることと存じます。



3月25日に、はたらくみんなの春の

つどいがありました。その中で、最低賃金についてのミニ学習会があり、暮らしていくための生計費は首都圏が高いように思われているが、実は地域間格差はなく、25歳の独身者がまともに暮らすためには時給1,500円(月額23万円)くらいが必要という計算がでています。一部の人だけ賃金が高くても他の大半が低いままでは全体の消費はのびないまま。働く人全体の賃金を底上げしていかないとどうにもならないのが今の現状です。この状況を変えていくために最賃の学習、宣伝、署名に取り組んでいこうという提起がされました。署名用紙を同封しました。全国と静岡県の2種類あります。ご協力をよろしくお願ひします。

はたらく みんなの 春のつどい

「労働者の幸福を追求する権利～格差と貧困をこえて」

はたらくみんなの春のつどいで静岡大学教育学部教授 笹沼弘志氏の講演がありました。笹沼氏は野宿者のための静岡パトロール事務局長として長年にわたり野宿者の支援活動をしています。笹沼氏は憲法が専門という事で、幸福という文字が憲法に載っているのを知っていますかといわれて、「えっ?」となりました。確かに憲法13条(個人の尊重)にのっていました。憲法というと難しいと敬遠してしまいましたが、笹沼氏の話は憲法がいかに私たちの生活に大きな影響を与えているかわかりやすい話でたいへん勉強になりました。

第56回静岡県母親大会のお知らせ

とき 5月13日(日)10:00~16:00

ところ 富士宮市民文化会館、富士宮西公民館、駅前交流センター「きらら」

記念講演「憲法を語ろう いのち輝く 未来のために」 渡辺 治氏

知って使おう 働く仲間の権利

労働基準法 第19条 (解雇制限)

「①使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間並びに産前産後の女性が第65条(産前産後)の規定によって休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない。ただし、使用者が、第81条(打切補償)の規定によって打切補償を支払う場合又は天才事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りではない。②前項但し書後段の場合においては、その事由について行政官庁の認定をうけなければならない。」



業務上の負傷・疾病が労働者の責任によって生じた場合であっても、本条の期間内の解雇はできません。業務上の傷病者が完全に治らないために部分的に休業しなければならないような場合にも適用されます。通勤災害は業務上の災害とはみなされないため本条の解雇制限が適用されません。